

第26回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日） 午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）

開催場所

東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝NBFタワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

第26回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	7
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34
株主総会参考書類	39
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役3名選任の件	

【 社 是 】

健康長寿社会への貢献

【 企 業 理 念 】

私たちは「品質第一」に徹し、安心で清潔な商品を提供します。

私たちは「誠実第一」に徹し、丁寧でまごころを込めたサービスを提供します。

証券コード 2393

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目1番30号

株式会社日本ケアサプライ

代表取締役社長 高 崎 俊 哉

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.caresupply.co.jp/ir/event/event_03.html

**【株主総会資料 掲載ウェブサイト】**

<https://d.sokai.jp/2393/teiji/>

**【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】**

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本ケアサプライ」又は「コード」に当社証券コード「2393」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後6時までには議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目1番30号
芝NBFタワー1階 くるまプラザ第1～第3会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

以 上

【ご出席について】

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎筆談をご希望の方は、受付にてお申しつけください。

【電子提供措置事項について】

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

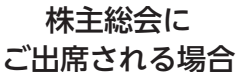
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【来年以降の発送物について】

◎電子提供制度が開始されましたが、株主様の混乱を避けご不便のないようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおりの書面でお送りしております。なお次回以降の株主総会資料につきましては、紙資源の利用削減の観点から検討しており、送付形式が決まり次第、適切な方法にて株主様へご案内差しあげる予定です。



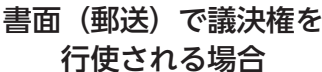
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

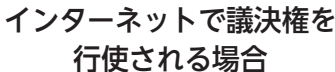
2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時到着分まで



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 ○○○○○○○ 株主総会日 御中 議決権の数 XX 個 ××××年××月××日		基本日現在のご所有株式数 XX 股 議決権の数 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____
--	---	--

〇 議決権行使
 × 本 株主総会
 〇 議決権行使

見本

ロデザインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

銀行支店コード
XXXXX

ログイン用QRコード

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。



インターネットによる議決権行使のご案内

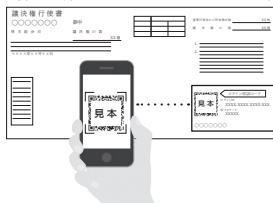
行使
期限

2024年6月25日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

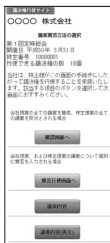
QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



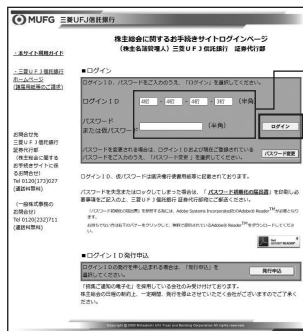
※操作画面はイメージです。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載されたログインID・仮パスワードを入力しログインしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。

パソコンやスマートフォンによるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

事業報告

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動が正常化するなか個人消費の持ち直しや雇用・所得環境の改善など緩やかな回復基調で推移いたしましたが、不安定な国際情勢や人手不足の影響、物価上昇など先行き不透明な状況が続いております。

介護保険制度におきましては、次期介護保険法改正（2024年度）が国会で成立し、2023年12月には2024年度の介護報酬が1.59%のプラス改定で公表となりました。また、福祉用具貸与では一部の貸与品目・種類を対象として貸与と販売の選択制が導入されることとなりました。

このような状況下、当社グループは中期経営計画の2年目として、社是である「健康長寿社会への貢献」のもと、福祉用具レンタル卸を中心とする福祉用具サービスの更なる強化とともに、第二の収益の柱とすべく取り組んでいる高齢者生活支援サービスにおいて、様々な社会の課題に的確に対応するサービスを創出すべく検討を進めてまいりました。

福祉用具サービスにおきましては、引き続き人員の採用や育成の強化、レンタル資産の積極的な投入に加え、拠点間でのレンタル資産の効率的な運用を推進してまいりました。また、ITを活用した物流機能の効率化やレンタル資産のメンテナンス工程をデジタルで管理する当社独自のシステムであるIT工程管理システムを出荷・検品工程まで機能拡張することで業務効率化や資産管理の高度化を図るとともに、人材育成ツールとしても活用してまいりました。これらの各種施策により福祉用具レンタル卸が堅調に推移いたしました。このほか、オンラインセミナーである「グリーンケアフォーラム」を全11回開催し、介護保険制度改正などタイムリーなテーマに対して識者の講演により質の高い情報発信に努め、事業者支援策を推進してまいりました。

高齢者生活支援サービスにおきましては、事業者向けECサイト「グリーンケアオンラインショップ」や食事サービスの受注拡大に努めてまいりました。食事サービスでは4月に「ふつう食丼もの」や「ムース食パンセット」などを追加、11月には、ご飯付冷凍弁当「彩食弁当」やふつう食のメニューを追加し商品の拡充を図るとともに、外部委託によ

る物流倉庫を新たに設置することで物流コストの削減を図ってまいりました。このほか、在宅にお住まいの高齢者のおむつ漏れを改善するフィッティング付おむつ配送サービス「おむピタ」の拡販を推進いたしました。

拠点展開におきましては、後期高齢者が増加する都市部を中心に新規の拠点開設や倉庫の大型化に向け、既存拠点の移転・拡張を推進いたしました。6月に佐倉営業所、7月に八戸ステーションの新設、6月に島根ステーション、9月に群馬営業所、10月に愛媛営業所の移転、6月に浜松営業所、12月に福岡営業所、3月に沖縄営業所の拡張をそれぞれ実施いたしました。なお、当連結会計年度末現在の営業拠点数は94拠点となっております。

このほか、サステナビリティの観点では5月にサステナビリティ基本方針を策定するとともに10月にサステナビリティ推進室を新たに設置し、推進体制を整備いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、福祉用具レンタル卸が堅調に推移し、売上高28,592百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。

利益面では、レンタル売上の増加に伴い、レンタル資産の購入による減価償却費や人員増に伴う人件費、物流費の増加等があったものの、増収効果により、営業利益2,173百万円（同2.6%増）、経常利益2,200百万円（同2.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,578百万円（同4.2%増）となりました。

企業集団のサービス区分別売上状況は次のとおりであります。

サービス区分	第25期 (2023年3月期) (前連結会計年度)		第26期 (2024年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
福祉用具サービス	22,650	87.5	24,943	87.2	2,292	10.1
高齢者生活支援サービス	3,242	12.5	3,649	12.8	407	12.6
合 計	25,892	100.0	28,592	100.0	2,700	10.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は7,833百万円であり、その主なものは当社のレンタル資産の取得7,090百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2021年3月期)	第 24 期 (2022年3月期)	第 25 期 (2023年3月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	21,017,731	23,297,750	25,892,351	28,592,592
経 常 利 益 (千円)	2,636,445	2,362,654	2,142,057	2,200,268
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,732,744	1,675,131	1,514,322	1,578,148
1株当たり当期純利益 (円)	111.52	107.81	97.46	101.57
総 資 産 (千円)	20,224,026	21,319,877	23,171,795	25,401,362
純 資 産 (千円)	14,606,035	15,513,187	16,086,955	16,547,471
1株当たり純資産額 (円)	939.62	997.50	1,034.42	1,064.29

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降の経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2021年3月期)	第 24 期 (2022年3月期)	第 25 期 (2023年3月期)	第 26 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	20,684,973	22,978,399	25,447,781	28,110,759
経 常 利 益 (千円)	2,619,098	2,344,001	2,118,712	2,182,639
当 期 純 利 益 (千円)	1,717,207	1,658,042	1,499,381	1,563,864
1株当たり当期純利益 (円)	110.52	106.71	96.50	100.65
総 資 産 (千円)	20,146,881	21,116,076	22,990,088	25,181,412
純 資 産 (千円)	14,550,197	15,437,846	16,002,705	16,462,389
1株当たり純資産額 (円)	936.43	993.56	1,029.92	1,059.51

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第24期以降の経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	主要な営業所の所在地	資本金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
(株) ライフタイムメディ	東京都世田谷区 東京都国立市	25百万円	100.00	通所介護、訪問看護・リハビリテーション、居宅介護支援等
(株) ケアビジネスサポートシステム	大阪府堺市	39百万円	90.00	福祉用具貸与事業者向けのクラウドサービス事業等

(注) 当社は、2024年2月20日付にて、(株)ライフタイムメディの株式を追加取得しております。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	主要な営業所の所在地	資本金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
(株) ブリッジサポート	京都府京都市	15百万円	49.00	福祉用具貸与等
華録健康养老服务南通有限公司	中 国	10百万RMB	30.00	福祉用具貸与等

(4) 対処すべき課題

2023年度は中期経営計画の2年目として主要な目標として掲げた①福祉用具サービスにおけるレンタル卸を支えるサービス力の強化、②高齢者生活支援サービスは第二の収益の柱を目指した取引拡大、③人材価値向上に向けた各種施策、④持続的成長と企業価値向上に資するガバナンス体制の構築に向けて引き続き推進してまいりました。

2024年度の当社グループは中期経営計画の最終年度として、社是である「健康長寿社会への貢献」のもと、上記に掲げた各種課題に継続して取り組んでまいります。

福祉用具サービスにおけるレンタル卸におきましては、一部の貸与品目・種類を対象とした貸与と販売の選択制の導入による影響は不透明な部分がありますが、介護給付費の増加率を上回る売上拡大を目指し、これを支えるレンタル資産の積極購入を進めるとともに、資産の効率的な運用を継続してまいります。また、販売におきましては、各種ネットワークを活用し、介護施設に向けた取り組みの強化を図ることで取引拡大を目指してまいります。拠点展開につきましても、都市部を中心に既存営業所の大型化や移転等の開発を継続してまいり

ます。物流の2024年問題を受け、地域に応じて物流機能の内製化等の施策を推進してまいります。

高齢者生活支援サービスにおきましては、食事サービスにおいて調達先の多様化を図るとともに物流網の構築による効率化を図ってまいります。また、フィッティング付おむつ配送サービス「おむピタ」につきましては、メーカーと協業し取引の拡大を推進してまいります。

人材におきましては、人材獲得競争が激化するなか、人材の採用の強化と定着の促進を図ることに加え、女性活躍に向けた施策を推進するとともに、教育研修の充実化等の人的資本投資を継続してまいります。また、人材不足が顕在化するなか、デジタルを活用した業務効率化や省力化を推進することで、社内のみならず、介護事業者の効率化・生産性向上に寄与してまいります。

これらを実行することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

<中期経営計画の骨子>

■福祉用具サービス

[福祉用具レンタル卸]

営業拠点の新設・移設、福祉用具の洗浄・修理能力の更なる向上、配送の効率化などに向けた各種施策に取り組んでまいります。

■高齢者生活支援サービス

[おむつ]

在宅にお住まいの高齢者のおむつ漏れを改善するサービスであるフィッティング付おむつ配送サービス「おむピタ」の拡大に取り組んでまいります。

[食事サービス]

新規顧客の獲得、新商品の開発、物流の効率化などに向けた各種施策に取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容**（2024年3月31日現在）

当社は[健康長寿社会への貢献]という社是のもと、「高齢者生活支援事業」において、福祉用具貸与の指定を受けている事業者向けの福祉用具の貸与及び販売等の「福祉用具サービス」と介護事業者向け食事サービス、通所介護、訪問看護及び居宅介護支援等の「高齢者生活支援サービス」を行っております。

(6) **主要拠点等**（2024年3月31日現在）

① 当社の主要拠点等

名 称 等	所 在 地
本 社	東京都港区
大阪メンテナンスセンター	大阪府大東市
営 業 拠 点	全国94拠点

② 子会社

子会社については「1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社等の状況」に記載のとおりであります。

(7) **使用人の状況**（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,334 (420) 名	80名増 (58名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,295 (367) 名	80名増 (57名増)	41.9歳	7.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	900百万円
(株)三井住友銀行	450百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 会社の株式の状況（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 64,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,342,400株

(3) 株主数 23,307名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
三菱商事(株)	6,255,000	40.25
総合警備保障(株)	4,965,000	31.95
(株)三菱総合研究所	544,000	3.50
N C S 従業員持株会	155,700	1.00
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券(株))	135,200	0.87
光通信(株)	87,900	0.56
梶田 法義	86,700	0.55
渡邊 勝利	68,000	0.43
津賀 暢	42,600	0.27
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株)	36,000	0.23

(注) 1. 当社は自己株式804,706株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 崎 俊 哉	C I O
取締役副社長執行役員	平 松 雅 之	営業統括兼経営計画担当兼営業本部長兼サービス本部長
取締役	北 浦 克 俊	三菱商事(株) ヘルスケア本部長
取締役	熊 谷 敬	総合警備保障(株) 取締役常務執行役員 介護事業担当兼営業本部副本部長
取締役（社外）	吉 池 由 美 子	(株)三菱総合研究所 執行役員 人事部長
取締役（社外）	小 林 信 昭	東京海上日動ベターライフサービス(株) 代表取締役社長
常勤監査役	藤 井 剛	
監査役	吉 川 栄 二	三菱商事(株) コンシューマー産業管理部長 三菱食品(株) 監査役
監査役（社外）	上 石 奈 緒	四季の法律事務所 弁護士
監査役（社外）	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長

- （注）1. 当社は、取締役吉池由美子、小林信昭、監査役上石奈緒、渡邊慎一の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役吉川栄二氏は、財務・経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2023年6月28日開催の第25回定時株主総会において、小林信昭氏は取締役に、藤井剛、吉川栄二の両氏は監査役に選任され、就任いたしました。
 - ②2023年6月28日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、取締役の中村一彦氏は任期満了により退任いたしました。
 - ③2023年6月28日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、監査役の岡田真氏は辞任いたしました。
4. 取締役北浦克俊氏は、2024年4月1日付で三菱商事(株)のヘルスケア本部長を退任いたしました。

5. 監査役吉川栄二氏は、三菱商事(株)コンシューマー産業管理部長でありましたが、2024年4月1日付で同社S.L.C.管理部長となりました。
6. 当社は、執行役員制度を導入しており、2024年4月1日現在での取締役兼務者を除く執行役員及びその担当は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	大 芝 生 生	管理本部長兼総務部長兼人事部長
常務執行役員	宮 入 卓 也	開発本部長
上席執行役員	三 浦 靖 弘	営業本部副本部長兼関西ブロック長兼中四国ブロック長
上席執行役員	永 沼 豊	営業本部副本部長兼東北ブロック長兼北関東ブロック長
執行役員	古 賀 基 継	開発本部副本部長兼ALSOK提携推進室長
執行役員	秋 山 幸 美	開発本部副本部長
執行役員	渡 辺 実	C I O補佐兼情報システム部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等（退任役員含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる役員等としての職務の執行に関し責任を負うことによって生ずる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害それぞれを填補することとしております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること並びに報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、取締役の役位・職責等に応じて支給額を決定する。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、単年度及び中長期の事業計画に沿って経営指標目標及び重点戦略目標の別に策定するものとし、役位・職責等に応じて設定される基準額に各目標に対する達成率に応じて算出された額を支給する。

ハ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬等の上限が報酬全体に占める割合は、約30%～50%の範囲内で役位・職責等が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとする。

ニ. 報酬等の付与時期に関する方針

- ・基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。
- ・業績連動報酬等である賞与は、原則として事業年度終了後一定の時期に支給する。

ホ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

- ・各取締役の報酬等については、取締役会が、代表取締役及び非常勤取締役で構成される報酬諮問委員会における答申内容を踏まえ、その具体的内容を決定する。
- ・各取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で世間水準、当社業績並びに社員給与とのバランス等を考慮して決定するものとする。
- ・非常勤取締役の報酬は、基本報酬のみで構成する。
- ・監査役の報酬等については、2021年3月26日開催の監査役会において、監査役の協議により監査役報酬の決定方針を決議しております。監査役報酬は、株主の負託を受けた独立の機関としてその職務執行が可能な人材を登用できること、客観性と透明性の高いものであることを基本方針としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	71,920 (4,800)	58,240 (4,800)	13,680 (－)	－ (－)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	24,060 (7,200)	24,060 (7,200)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
合 計 (うち社外役員)	95,980 (12,000)	82,300 (12,000)	13,680 (－)	－ (－)	12 (5)

- (注) 1. 上記には2023年6月28日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる経営指標は売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE（自己資本利益率）、EBITDA（経常利益＋支払利息＋減価償却費）であり、その実績は売上高が28,592百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が1,578百万円、ROEが9.7%、EBITDAが8,362百万円であります。当該経営指標を選択した理由は、売上高については、高齢者人口の増加とともに需要の増加が見込まれるなか、市場でのシェア拡大に向けた指標になること、親会社株主に帰属する当期純利益については、株主への利益還元の原因になること、ROEについては、企業の資本効率性を客観的に評価できること、EBITDAについては、設備投資の影響を除いた中長期的な収益力を表す指標になること等によるものであります。

4. 取締役の報酬限度額は、2004年4月27日開催の第6回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2004年4月27日開催の第6回定時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 業務執行取締役の報酬については、取締役会の諮問に基づき、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会において、会社の業績や経営内容等を総合的に考慮し、公正かつ透明性の高い評価を行った上で、同委員会からの答申に基づき、取締役会において報酬額を決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	吉 池 由 美 子	(株)三菱総合研究所 執行役員 人事部長	特別な利害関係はありません。
取締役	小 林 信 昭	東京海上日動ベターライフサ ービス(株) 代表取締役社長	特別な利害関係はありません。
監査役	上 石 奈 緒	四季の法律事務所 弁護士	特別な利害関係はありません。
監査役	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーショ ンセンター 副センター長	特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 池 由 美 子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 取締役会では健康・医療・介護や高齢者福祉等介護業界における豊富な調査・研究実績に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関し的確な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また報酬諮問委員会の委員長として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。
	小 林 信 昭	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。 取締役会では、介護業界の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき積極的に意見を述べており、中立かつ客観的な立場から、当社の経営に関し的確な助言・提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また報酬諮問委員会の委員として当社の役員報酬の決定過程に対し、独立役員として当社の取締役候補者の選定過程に対し、中立かつ客観的な立場で監督機能を担っております。
監査役	上 石 奈 緒	当事業年度に開催された取締役会12回、及び監査役会13回全てに出席いたしました。 取締役会、監査役会、代表取締役との定期対話等において、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、中立かつ客観的な立場から、コンプライアンスの観点で積極的な提言や発言を行っております。
	渡 邊 慎 一	当事業年度に開催された取締役会12回、及び監査役会13回全てに出席いたしました。 取締役会、監査役会、代表取締役との定期対話等において、介護に関する豊富な経験による高い見識と、作業療法士としての高い専門的な知識に基づき、中立かつ客観的な立場から、福祉用具貸与等介護保険サービスを含む、経営全般に関する積極的な提言や発言を行っております。

(注) 取締役の小林信昭氏は、2023年6月28日開催の第25回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

招 集
こ 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,600千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、適正かつ効率的な監査を実現するため監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び必要な監査日数や人員数等に基づく報酬見積の算定根拠について、会計監査人と十分な協議を重ねて監査報酬が決定されたことの検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（財務報告に係る内部統制システムに関する業務）について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議している事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 企業倫理、社会規範を最優先する旨を明記した、役職員行動規範を定め周知徹底する。
 - ロ. 会社相談窓口（社外相談窓口を含む）を設け、コンプライアンスに関する相談に迅速に対応する体制とする。
 - ハ. 代表取締役社長を委員長とし、常勤役員・執行役員のうち委員長が指名した委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催する。
 - ニ. 適切な財務諸表作成のために、経理規程を定めるとともに、財務報告の信頼性確保のための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
 - ホ. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、各部門の監査を定期的に行う。
 - ヘ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは、一切の関係を遮断し、断固たる姿勢で臨む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会決議等会社の重要な意思決定については、必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に、法令並びに社内規程に基づき、所定の期間保存し、適切に管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社を取り巻く各種リスクについては、担当する部門を定め、規則の制定、研修等を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、各種リスクについての対応が適切に行われているかを定期的に監査する。
 - ハ. 危機管理委員会を設け、危機管理体制の整備、危機管理に係る事項の発生について調査・対応処置の決定を行うとともに、危機管理に係る事項の発生事実及び講じた措置について、定期的に取り締役に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、原則として月1回開催し、経営上の重要事項について迅速かつ的確な意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を行う。
 - ロ. 取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部門は当年度の目標及び利益計画を策定し、達成状況を常時フォローアップし、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施する。

ハ、経営会議を定期的を開催し、経営上或いは業務執行上基本的または重要な事項について幅広く協議・検討する。

- ⑤ 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ、当社の定める社内規程において、子会社の重要事項については、当社の事前承認・事前協議を義務付ける。

また、当社の事業投資管理部門においては、子会社における不測の事態発生に備える体制を構築するとともに、役員の派遣を通じて子会社の業務執行状況を随時確認する。

ロ、当社の定める社内規程において、当社及び子会社の相互に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決し経営の効率化を追求することを定める。

ハ、当社は、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知徹底する。

また、子会社の役職員が、コンプライアンス案件を当社のコンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）に、直接通報が行える体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課等監査役会の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事に関しては、取締役と監査役が協議を行う。

また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ、当社及び子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。

ロ、当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反、不正行為の事実または会社に損害を及ぼす恐れのある事実を知り、またはその他危機管理に係る事由が発生したときは、内部公益通報に関する規程に定める窓口に通報を行うものとし、窓口担当者は、同規程の定めにしたがって監査役に共有する。

ハ、前項の通報を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底する。

ニ、取締役は、監査役が必要と認める重要な会議に出席することができる体制を整備するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を監査役に回覧し、必要に応じて、その内容を説明する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員は、監査役との相互の意思疎通を図るため、必要に応じ監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ロ. 内部監査部門は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 取締役は、会計監査人に監査役と定期的に意見及び情報の交換を行うことを求める。
 - ニ. 監査役が、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようにする。
 - ホ. 監査役が、その職務の執行について当社に対し費用の前払いなどの請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に関わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 監査役の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令遵守体制

当社役職員の行動指針を定めた「役職員行動規範」、及び遵守すべき法令・企業倫理・社内規範を取り纏めた「コンプライアンスマニュアル」について、役職員に周知徹底するとともに、毎年全役職員を対象としたコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の向上・強化を図っております。

コンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に常設し、コンプライアンス違反の未然・早期把握と是正を図るなど、コンプライアンス推進に取り組んでおります。また、コンプライアンスに関する報告や相談をした者が、不利益な扱いを受けないことを社内規程に明記して報告・相談者の保護を徹底するとともに、「内部公益通報に関する規程」を定め、公益通報者保護法に対応する体制を整備しました。

コンプライアンス違反事例に対しては、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス違反事例に対する対応及び再発防止策について検討・実施しております。

内部監査部門は内部監査計画に基づき、法令・社内規程などの遵守状況について、社内各部門を対象とする業務監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長、常勤監査役及び監査役会に報告しております。

② 情報の保存及び管理

取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関わる情報の保存については、社内規程に基づき適切に保存・管理されております。

会社情報の搾取・破壊等を目的としたサイバー攻撃に対しては、システム上の対策に加え、役職員への教育を実施する等、適切な対策を継続して実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

企業倫理と社会規範を最優先する旨を明記した「役職員行動規範」を定め、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

取締役の職務執行の効率性の確保についての取り組みとして、毎月開催される取締役会においては、審議資料の事前配布、及び重要議題の事前説明を実施することで出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。なお、審議にあたっては社外取締役及び社外監査役が、独立の立場から積極的な意見表明を行う機会を設け、監督機能の充実に図っております。

また、取締役会の法定の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程等社内規程に基づいた権限移譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を行う体制が整備されております。

④ グループ会社管理体制

子会社においては、経営上の重要事項が子会社の取締役会付議・報告事項として定められており、子会社に当社から取締役・監査役を派遣することで、子会社の経営状況を把握、管理できる体制となっております。加えて、毎月開催される当社取締役会において、所管部門より子会社の業績及び営業状況を報告しております。

また、子会社の役職員の行動規範を定め、子会社の全ての役職員に周知するとともに、子会社の役職員が、コンプライアンスに関する問題を当社のコンプライアンス相談窓口（会社相談窓口）に、直接通報が行える体制を整えております。

内部監査部門は、監査計画に基づき、子会社における重要業務の遂行・管理体制について、整備・運用状況評価を行いました。

⑤ 監査役

社外監査役を含む監査役会は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要会議への出席や取締役、使用人等からのヒアリングを通じて当社の内部統制の整備・運用状況を確認いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と必要に応じて連携、情報交換を実施し、より実効性の高い運用について助言を行いました。

本事業報告の中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,760,215	流 動 負 債	7,398,849
現 金 及 び 預 金	711,878	買 掛 金	996,219
受取手形及び売掛金	1,328,243	レンタル資産購入未払金	1,301,270
レンタル未収入金	3,047,644	短 期 借 入 金	1,350,000
商 品	90,818	1年内返済予定の長期借入金	1,644
貯 蔵 品	70,178	未 払 法 人 税 等	496,205
そ の 他	522,657	賞 与 引 当 金	371,596
貸 倒 引 当 金	△11,206	レンタル資産保守引当金	1,736,400
固 定 資 産	19,641,147	そ の 他	1,145,512
有 形 固 定 資 産	17,225,746	固 定 負 債	1,455,041
レ ン タ ル 資 産	14,516,478	長 期 借 入 金	6,851
建 物 及 び 構 築 物	1,911,748	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,300,773
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	126,548	そ の 他	147,417
工 具 、 器 具 及 び 備 品	606,940	負 債 合 計	8,853,891
土 地	58,130	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	5,900	株 主 資 本	16,551,273
無 形 固 定 資 産	373,558	資 本 金	2,897,650
投 資 そ の 他 の 資 産	2,041,842	資 本 剰 余 金	1,640,301
投 資 有 価 証 券	418,395	利 益 剰 余 金	12,428,624
長 期 貸 付 金	1,861	自 己 株 式	△415,301
繰 延 税 金 資 産	1,256,120	その他の包括利益累計額	△14,677
そ の 他	365,622	為 替 換 算 調 整 勘 定	18,582
貸 倒 引 当 金	△158	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△33,260
資 産 合 計	25,401,362	非 支 配 株 主 持 分	10,875
		純 資 産 合 計	16,547,471
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,401,362

招集、ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,592,592
売上原価		18,341,623
売上総利益		10,250,968
販売費及び一般管理費		8,077,706
営業利益		2,173,262
営業外収益		
受取利息	54	
為替差益	4,091	
持分法による投資利益	16,606	
補助金収入	1,989	
その他の	7,707	30,449
営業外費用		
支払利息	3,131	
その他の	311	3,442
経常利益		2,200,268
特別利益		
投資有価証券売却益	24,648	24,648
特別損失		
固定資産除却損	21,019	21,019
税金等調整前当期純利益		2,203,897
法人税、住民税及び事業税	774,520	
法人税等調整額	△148,242	626,277
当期純利益		1,577,619
非支配株主に帰属する当期純損失		529
親会社株主に帰属する当期純利益		1,578,148

連結株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年 4 月 1 日 残高	2,897,650	1,641,650	11,938,125	△415,005	16,062,419
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,087,649		△1,087,649
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,578,148		1,578,148
自 己 株 式 の 取 得				△296	△296
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△1,348			△1,348
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,348	490,498	△296	488,853
2024年 3 月31日 残高	2,897,650	1,640,301	12,428,624	△415,301	16,551,273

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額	為替換算調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
2023年 4 月 1 日 残高	16,234	14,106	△20,124	10,216	14,318	16,086,955
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,087,649
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,578,148
自 己 株 式 の 取 得						△296
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△1,348
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△16,234	4,475	△13,135	△24,894	△3,443	△28,338
連結会計年度中の変動額合計	△16,234	4,475	△13,135	△24,894	△3,443	460,515
2024年 3 月31日 残高	－	18,582	△33,260	△14,677	10,875	16,547,471

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,586,257	流 動 負 債	7,361,226
現 金 及 び 預 金	654,670	買 掛 金	1,005,895
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,265,278	レ ン タ ル 資 産 購 入 未 払 金	1,301,270
レ ン タ ル 未 収 入 金	3,048,760	短 期 借 入 金	1,350,000
商 貯 蔵 品	90,787	未 払 金	769,838
前 払 費 用	69,871	未 払 法 人 税 等	495,500
未 収 入 金	285,305	預 り 金	88,734
そ の 他 金	49,269	賞 与 引 当 金	370,528
貸 倒 引 当 金	133,521	レ ン タ ル 資 産 保 守 引 当 金	1,736,400
固 定 資 産	△11,206	そ の 他	243,058
有 形 固 定 資 産	19,595,155	固 定 負 債	1,357,796
レ ン タ ル 資 産	17,223,691	退 職 給 付 引 当 金	1,249,813
建 物	14,516,478	長 期 預 り 保 証 金	91,168
構 築 物	1,886,942	そ の 他	16,815
機 械 及 び 装 置	23,787	負 債 合 計	8,719,023
車 両 運 搬 具	125,735	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	812	株 主 資 本	16,462,389
土 地	605,903	資 本 金	2,897,650
建 設 仮 勘 定	58,130	資 本 剰 余 金	1,641,650
無 形 固 定 資 産	5,900	資 本 準 備 金	1,641,650
ソ フ ト ウ エ ア	313,428	利 益 剰 余 金	12,338,390
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	283,787	利 益 準 備 金	16,370
そ の 他	29,520	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,322,020
投 資 そ の 他 の 資 産	120	繰 越 利 益 剰 余 金	12,322,020
投 資 有 価 証 券	2,058,035	自 己 株 式	△415,301
関 係 会 社 株 式	261,852	純 資 産 合 計	16,462,389
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	161,051	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,181,412
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,861		
長 期 前 払 費 用	60,000		
繰 延 税 金 資 産	16,236		
差 入 保 証 金	1,229,591		
そ の 他 金	319,749		
貸 倒 引 当 金	7,850		
	△158		
資 産 合 計	25,181,412		

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,110,759
売 上 原 価		18,071,381
売 上 総 利 益		10,039,378
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,865,286
営 業 利 益		2,174,091
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	652	
有 価 証 券 利 息	2	
為 替 差 益	4,091	
そ の 他	6,927	11,673
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,126	3,126
経 常 利 益		2,182,639
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,648	24,648
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21,019	21,019
税 引 前 当 期 純 利 益		2,186,267
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	770,652	
法 人 税 等 調 整 額	△148,249	622,403
当 期 純 利 益		1,563,864

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2023年 4 月 1 日残高	2,897,650	1,641,650	16,370	11,845,806	△415,005	15,986,470
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△1,087,649		△1,087,649
当 期 純 利 益				1,563,864		1,563,864
自 己 株 式 の 取 得					△296	△296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	－	476,214	△296	475,918
2024年 3 月31日残高	2,897,650	1,641,650	16,370	12,322,020	△415,301	16,462,389

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年 4 月 1 日残高	16,234	16,234	16,002,705
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,087,649
当 期 純 利 益			1,563,864
自 己 株 式 の 取 得			△296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△16,234	△16,234	△16,234
事業年度中の変動額合計	△16,234	△16,234	459,683
2024年 3 月31日残高	－	－	16,462,389

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社日本ケアサプライ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ				
東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	野	博 嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	枝	和 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本ケアサプライの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本ケアサプライ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社日本ケアサプライ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ				
東京事務所				
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	野	博 嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	枝	和 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本ケアサプライの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき構築及び運用されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から定期的に状況報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株 式 会 社	日 本	ケ	ア	サ	プ	ラ	イ	監 査 役 会
	常 勤	監	査	役	藤 井	剛	⑤	
	社 外	監	査	役	渡 邊	慎 一	⑤	
	社 外	監	査	役	上 石	奈 緒	⑤	
	監	査	役	吉 川	栄 二	⑤		

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策として位置付けており、業績に対応した配当を行うこと、また、業容拡大を図るため設備投資を積極的に行うなど事業基盤を強化する観点から、内部留保を充実させることも併せて勘案したうえで、配当を決定することを基本方針としております。

第26期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ、利益水準、業容拡大に向けた先行投資の状況、株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに対し、流通株式比率に関する上場維持基準を充たすための取り組み等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,087,638,580円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役高崎俊哉及び北浦克俊の両氏は、辞任により退任されますので、その補欠として取締役2名の選任とともに、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	みや いり たく や 宮 入 卓 也 (1967年8月1日生) 新任	1990年 4月 三菱商事株式会社 入社 2010年 6月 ライフタイム・パートナーズ株式会社 取締役副社長 2011年 7月 三菱商事株式会社 ヘルスケア事業ユニット 病院ソリューションチームリーダー 2013年 11月 株式会社駒込SPC 代表取締役社長 2017年 1月 国薬控股菱商医院管理服務(上海)有限公司 董事副總經理 2022年 2月 当社 社長付 2022年 4月 当社 執行役員 営業本部 本部長補佐 2022年 7月 当社 上席執行役員 営業本部 本部長補佐 兼 事業推進室長 2022年 10月 当社 上席執行役員 開発本部長 2023年 6月 当社 常務執行役員 開発本部長(現任)	0株
(取締役候補者とした理由) 宮入卓也氏は、三菱商事(株)及び同グループ企業において医療・介護領域の豊富な経験を有し、また2023年から常務執行役員として代表取締役を支え、業績拡大に貢献していることから、取締役として当社の経営を担ううえで適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
2	とく だ たか ひろ 篤 田 崇 広 (1970年2月19日生) 新任	1992年 4月 三菱商事株式会社 入社 2016年 4月 同社 ライフサイエンス事業開発室長 2018年 4月 同社 生化学製品部長 2020年 4月 三菱商事ライフサイエンス株式会社 取締役 専務 執行役員 興人ライフサイエンス株式会社 代表取締役社長 2022年 4月 三菱商事株式会社 バイオ・ファインケミカル部 長 Deccan Fine Chemicals (India) Private Limited Director (現任) IFFCO-MC Crop Science Private Limited Director (現任) 2024年 4月 三菱商事株式会社 ヘルスケア本部長 (現任) エム・シー・ヘルスケアホールディングス株式会 社 取締役 (現任) ホホワイトヘルスケア株式会社 取締役 (現任)	0株
	(取締役候補者とした理由) 篤田崇広氏は、三菱商事(株)及び同グループ企業における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する的確な助言・提言を行うことが期待されることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
3	はた じゅん こ 秦 純 子 (1974年6月10日生) 新任 社外取締役 独立役員	1997年 4月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 ア クセンチュア株式会社） 入社 2016年 9月 アクセンチュア株式会社 製造流通本部 マネジ ング・ディレクター 2018年 9月 同社 ジェンダーダイバーシティ統括 2020年 9月 同社 ビジネスコンサルティング本部 AIグループ データドリブン・コンサルティング統括 2022年 9月 同社 ソング本部 ソング・インテリジェンス統括 2023年 8月 eichi株式会社 代表取締役（現任）	0株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 秦純子氏は、長年にわたるコンサルティング業界における豊富な実務経験を有しており、同 氏の豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役として中立的かつ客観的な立場で、さらなる 経営監督機能の強化に寄与していただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いす るものであります。 また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として役員報酬等の決定過程に対す る監督機能を、また独立社外取締役として当社の取締役候補者の選定過程に対する監督機能 を担っていただく予定です。		

- (注) 1. 篤田崇広氏は三菱商事(株)のヘルスケア本部長であり、当社は三菱商事(株)及び総合警備保障(株)の3社に
よる業務提携契約を締結しております。
秦純子氏はeichi(株)の代表取締役であり、当社は同社との間でコンサルティング業務を委託する取引
関係がありますが、その取引額は僅少であります。
その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秦純子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 篤田崇広、秦純子の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定
に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約
に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定でありま
す。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して
おり、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約
の内容の概要等」に記載の通りです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険
者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新する予定
であります。
5. 秦純子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され
た場合には、独立役員として指定する予定であります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【ご参考】

第2号議案が原案どおり承認されたのちの当社取締役・監査役（予定）

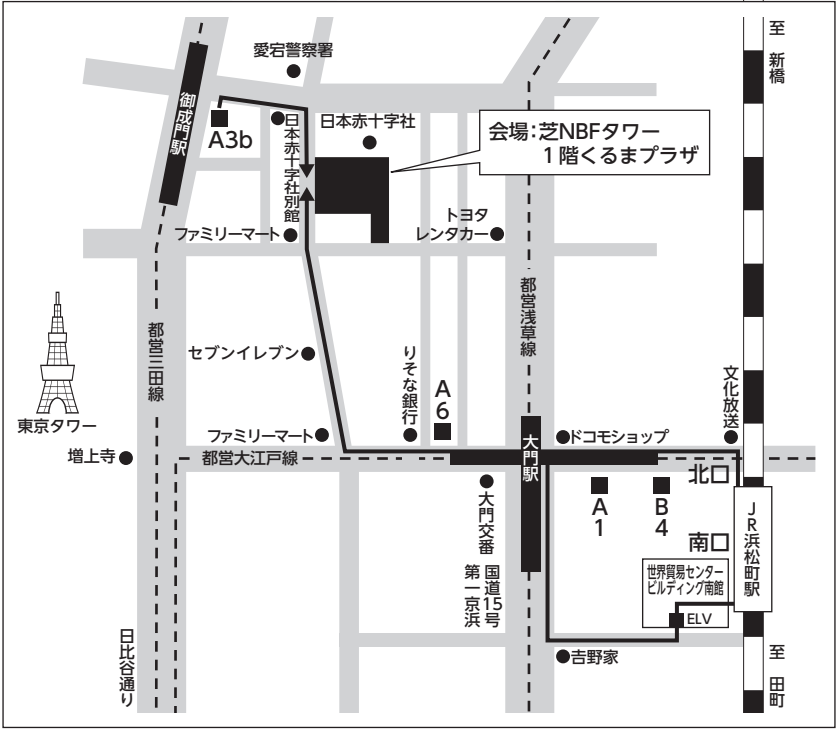
氏 名	役 位	社外	企業経営	財務・会計 ・税務	人事・労務	法務・ コンプライ アランス	技術・IT	海外経験	行政・ 政府機関	業界知見 (医療・介護・ ヘルスケア)	他業種での 経験
平 松 雅 之	代表取締役社長		○	○	○			○		○	○
宮 入 卓 也	取締役		○	○	○		○	○		○	○
篤 田 崇 広	取締役		○	○	○			○		○	○
熊 谷 敬	取締役		○	○	○	○			○	○	○
吉 池 由美子	取締役	○	○	○	○				○	○	○
小 林 信 昭	取締役	○	○		○	○				○	○
秦 純 子	取締役	○	○		○		○	○	○		○
藤 井 剛	常勤監査役		○		○	○				○	○
吉 川 栄 二	監査役		○	○				○			○
上 石 奈 緒	監査役	○	○		○	○			○		○
渡 邊 慎 一	監査役	○			○			○	○	○	○

取締役・監査役が保有するスキルを示したものです。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝大門一丁目 1 番30号
芝NBFタワー 1 階　くるまプラザ第1～第3会議室
TEL 03-5733-0381　株式会社日本ケアサプライ（代表）



交通のご案内

	最寄りの出口	目安時間	エレベーターが使える出口	目安時間
地下鉄 都営三田線 御成門駅	A3b	徒歩 3 分	A3b	徒歩 3 分
地下鉄 都営大江戸線 大門駅	A6	徒歩 4 分	A1、B4	徒歩 7 分
地下鉄 都営浅草線 大門駅				
JR山手線・京浜東北線 浜松町駅	北口	徒歩 8 分	南口 (世界貿易センタービル南館 エレベーター利用)	徒歩10分

※専用駐車場はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。